

第 III 部

〈オホ～〉の意味と形態の 分化をめぐる諸問題

[第III部で取り上げる問題について]

ここで活用体系の体系的変化という問題からは外れ、個別の形態素〈オホ～〉から派生する活用語の問題を取り上げる。対象は個別的であるが、議論される問題は、状態性の活用語が意味の分化をどのように形態の違いとして表したか、という形態音韻論的に興味ある問題である。

前章で形容詞の音便形の問題を論じたが、オホキとオホイという二つの形態は、ク活用形容詞連体形の原形と音便形の関係にありながら、接頭辞としての用法を持つ。第7章はこの接頭辞の用法について古代官職名に見られる実際の用法を観察し、〈オホ～・オホキ～・オホイ～〉の三種の接頭辞の後部要素との結合度を論ずる。これは前章に論じた形容詞の音便形論に対する補説ともなるものである。また、現代語でオオイと言えば意味は《多》であるが、この接頭辞〈オホ～・オホキ～・オホイ～〉は意味的には《多》ではなく《大》である。形態素〈オホ～〉は、意味の上で《大》と《多》と両方に関わり、現代語では《大》はオオキイ・オオキナ、《多》はオオイという共通する形態的特徴オオ～を持ちながら、語全体としては異なる形態あるいは異なる品詞に所属している。第8章ではこのような分布を示すに至る出発点となった上代から中古にかけて、〈オホ～〉の意味と形態の分化に至る事情を論ずることとする。

第7章 古代官職名に見る接頭辞 (オホ～・オホキ～・オホイ～)

[本章の要旨]

古代日本における官職名の「和名」(和訓による日本式呼称)には、三種の接頭辞(オホ～・オホキ～・オホイ～)が数多く使われている。本章は、この三種の形態の使われ方を調査し、オホキ～→オホイ～→オホ～の順で後部要素との結合が密になることを論ずる。

第1節 『和名類聚抄』における官職名

最初に、ある程度まとまって官職名の和名が挙げられている文献として『二十巻本和名類聚抄』を取り上げ、そこでの当該接頭辞の使われ方を見ることから考察を始める。

『二十巻本和名類聚抄』卷第五の職官部第十一に挙げられている官職名の和名のうち、本章の問題とする接頭辞の例を、元和古活字本(那波道円本)に従い出現順に抜き書きすると次のようになる。^(注1)

職名第五十(位階附出)

大政大臣	於保萬豆利古止乃於保萬豆岐美
大臣	於保伊萬宇智岐美
大納言	於保伊毛乃萬宇須豆加佐
参議	於保萬豆利古止比止
大弁	於保伊於保止毛比
大外記	於保伊之流須豆加佐
大史	於保伊佐宇官
史生	鬱師 於保由美乃之
位階 四階	正四位上 於保伊与豆乃久良井乃加美豆之奈

官名第五十一

官 大政官	於保伊萬豆利古止乃官
職 大膳職	於保加之波天乃豆加佐
寮 大舎人寮	於保止祢利乃豆加佐
	大炊寮 於保為乃豆加佐
司 正親司	於保岐無太知乃司
府 太宰府	於保美古止毛知乃司

上には〈オホ～〉と〈オホイ～〉の両形が現れるが、〈オホイ～〉の付く職名のうち、「大納言・大弁・大外記・大史」は、皆《大・中・小(少)》ないし《大・小(少)》の等級を持つ官職で、その和名においても〈ナカノ～〉や〈スナイ～〉の対応形を持つものである。位階も〈正～位〉に対して〈従～位〉があり、〈ヒロイ～〉という和名の対応形

を持っている。

これに対して、〈オホ～〉は、職名の「参議・弁（オホトモヒ）」や官名の「大膳職・大舎人寮・大炊寮・正親司・太宰府」のように〈大・（中）・小（少）〉の等級を持たない。また、「督師オホユミノシ」の「オホユミ」は、そもそも器物名であるからここでは問題にならない。ただし、「大舎人寮オホトネリノツカサ」はいささか問題となる。「大舎人 ⇄ 小舎人」の対があるからであるが、もし「オホイトネリノツカサ」という形があつたとしたら、それは「トネリノツカサ」の等級を表わすこととなるであろう（官司として「大舎人寮」はあっても「小舎人寮」はない）。

したがって、官職・位階名における〈オホ～〉と〈オホイ～〉の差は、〈オホ～〉が一般的な美称・尊称であるのに対して、〈オホイ～〉（第2節であらためて述べるが〈オホキ～〉も）は《大・（中）・小（少）》の等級の《大》であることを示すものであると一応言える。⁽¹²⁾これは現行辞書類の次のような意味記述に見られるとおりである。

・岩波古語辞典「おほき（大き）」の項

…⑤位の正従の「正」であること。⑥官職の大・小または大・中・小の区別あるときの、「大」であること。…

・日本国語大辞典「おおい（大）〔接頭〕」の項

…①位官をあらわす語について、従に対する正、少・中に対する大をあらわし、上位であることをしめす。

しかし、上の使い分けの原則だけからするといささか不審な例も見られる。その一つは、官名の「大政官」で、「中政官・小（少）政官」のような等級を持たないのにその和名は「オホイマツリゴトノ官」となっている。一方同じ「大政」の漢字表記を持つ「大政大臣」の和名は「オホマツリゴトノオホマツギミ」となっている。これは次のような事情によるものであろう。即ち、「大政官」は確かに等級を持たないが、官名の中の「中務省」の和名が「ナカノマツリゴトノツカサ」であり、これとの呼称上の対応が意識されて〈オホイ～〉の接頭辞が採られたのである。一方、「大政大臣」の方はそれが唯一最高の官職であることが意識され、等級ではなく国政を表わす美称・尊称としての「オホマツリゴト」が選ばれたのではないか。「参議」の「オホマツリゴトビト」も同じで、その語構成（語素の結合関係）は、

{オホ（マツリゴトビト）}

ではなく、

{（オホマツリゴト）ビト}

の構造なのである。

原則に合わないこの第二は、「大臣」の和名の「オホイマウチギミ」である。これも「大政大臣」では「…オホマツギミ」となっている。〈オホイ～〉と〈オホ～〉の差が極めて微妙であって必ずしも画然と区別されるものでない証拠でもあるが、これも単独の「大臣」の和名の場合、「オホマウチギミ」では、

{(オホマウチ) ギミ} … {(大前の) 君} → 天皇の前の臣下一般
と取り得る形となってしまうため、

{オホイ (マウチギミ)} … {大 (前の君)} → 天皇の前に伺候する臣下のうち高
位の者

という意味が、よりはっきりする〈オホイ～〉が選択されているものと解釈できる。「オホマツリゴトノオホマツギミ」の方は、長い語形全体からそれが太政大臣を表わすことははっきりしており、語頭と違って後半部の「大臣」の部分が〈オホ～〉と〈オホイ～〉で有意差を生む恐れは少なく、語頭に合わせて短縮された形が選ばれているものと解釈できるのである。

以上のことと合わせ考えると、〈オホ～〉と〈オホキ～・オホイ～〉との違いを単に等級を表わすかどうかで考えるのではなく、後部要素との語構成関係を考慮に入れる必要があると思われる。後部要素との結合度から見ると、〈オホ～〉は後部要素と緊密に結合し全体で一つの官職名称となっており、〈オホイ～〉はその外側から比較的緩く後部要素に結合していると言える。それゆえ、例えば「大弁」は、

中弁 奈加乃於保止毛比

少弁 須奈伊於保止毛比

との対応の中で、

[オホイ {オホ (トモヒ)}]

という構造を形態的にも示すものとして〈オホイ～〉と〈オホ～〉が然るべき順序で使われていると言える。

第2節 〈オホ～〉と〈オホキ～・オホイ～〉との違い

前節に述べた〈オホ～〉と〈オホイ～〉の違いは、『二十巻本和名類聚抄』の官職名から帰納されたものである。『二十巻本和名類聚抄』では〈オホイ～〉といいういわゆる音便形しか見られなかつたが、他の文献では〈オホキ～〉といいういわゆる非音便形の形も多く見られる。ここでは、〈オホキ～〉と〈オホイ～〉とを連体機能を持った接辞の加わった形として一括し、〈オホ～〉という接辞を持たない形と対比してその違いを考えることとする。

『和名抄』以外の他の文献上に現れる官職名も、多くは、前節で述べた使い分けの原理に違背しない。例えば、『令義解内閣文庫蔵旧紅葉山文庫本』紙背に

皇后宮大夫 キサイノミヤノツカサ

皇太后宮大夫 オホキサイノミヤノツカサ

太皇太后宮大夫 オホイオホキサイノミヤノツカサ

とあるのは、等級の有無というよりも、

[オホイ {オホ (キサイ)}]

の形に〈オホ～〉と〈オホイ～〉が順次重なっていることを結合度の違う二つの形を使うことによって表示しているものと考えられる。

ただし、このような使い分けの原則は厳密なものとは言えず、同一の官職名に〈オホ～〉と〈オホキ～・オホイ～〉との両様の接頭辞が使われる場合も存在する。両様の形の用例が確認されるか辞書に立項されている例を以下に示す。^(注3)

○大臣

「大臣」を表わす和名は多いが、ここでは「マヘツギミ」及びその変化形に〈オホ～〉または〈オホキ～・オホイ～〉の付いたものを示す。「オトド」「オホオミ」等対立形のはつきりしないものは挙げない。なお、当該官職の和名全てを取り上げるわけではない点は他の官職名も同じ。

〈オホ～〉形

- ・オホマヘツギミ…マヘツギミの万葉仮名表記は日本書紀景行紀18年に見られるし、オホマへの万葉仮名表記も同雄略紀4年に見られるが、オホマヘツギミの確例は存外少ない。現行の辞書は多く万葉集76番歌を挙げるが、これもそう読めば音数律に合うものの万葉仮名表記の例ではない。結局「太政大臣」の和名にオホマツリゴトノオホマヘツギミ（観智院本類聚名義抄）・オホイマツリコトノオホマヘツギミ（令義解傍訓）とあるその後部要素「大臣」の読みとして確認される。
- ・オホマウチギミ…日本國語大辞典その他の現行辞書に立項されているが、いずれも出典を示しておらず、確実な古例を確認できない。
- ・オホマチギミ…日本書紀推古紀20年東洋文庫藏岩崎本訓、同北野神社本訓、等
- ・オホマツギミ…日本書紀継体紀23年図書寮本訓

〈オホキ～・オホイ～〉形^(注4)

- ・オホイマウチギミ…和名類聚抄、伊勢物語81段「左のおほいまうちきみ」、古今集736番歌詞書「右のおほいまうちきみ」、等
- ・オホイマチギミ…令義解傍訓、日本書紀成務紀3年熱田神宮本訓、同天智紀7年寛文刊本訓、等
- ・オホイマツギミ…日本書紀継体紀23年図書寮本訓

○太政大臣

〈オホ～〉形

- ・オホマツリゴトノオホマヘツギミ…観智院本類聚名義抄
- ・オホマツリゴトノオホマツギミ…和名類聚抄

〈オホキ～・オホイ～〉形

- ・オホキマツリゴトノオホマチギミ…日本書紀天智10年寛文刊本訓「ヲホキ政ノオホマチキミ」。この呼称は、「太政大臣」の「太政」を「太政官」の和名オホキ（～イ）マツリゴトノツカサと合致させた呼称と考えられる（なぜ「太政官」をオホキ（～イ）マツリゴトノツカサと呼んだかの解釈は前節に述べたとおり）。なお、オホキオホイマウ

チギミ・オホキオホイドノの形は第3節で論ずる。

○皇太后宮

〈オホ～〉形

- ・オホキサイノミヤ…伊勢物語4段、令義解傍訓、日本書紀孝靈紀元年北野神社本訓、等

〈オホキ～・オホイ～〉形

- ・オホイキサイノミヤ…日本国語大辞典に立項されているが、出典を示しておらず、確実な古例を確認できない。

○参議

〈オホ～〉形

- ・オホマツリゴトビト…和名類聚抄、日本書紀齊明紀2年寛文刊本訓（「大判官」の訓）、等

〈オホキ～・オホイ～〉形

- ・オオキマツリゴトビト…日本国語大辞典に立項されているが、出典を示しておらず、万葉集詞書等訓読にこの形を多く用いているが、確実な古例を確認できない。

○太宰府

〈オホ～〉形

- ・オホミコトモチノツカサ…和名類聚抄、日本書紀推古紀17年東洋文庫藏岩崎本訓、同皇極紀2年寛文刊本訓、等

〈オホキ～・オホイ～〉形

- ・オホイミコトモチツカサ…日本国語大辞典に立項され、「有職袖中妙」の例が引かれているが、上の諸例や「太宰帥オホミコトモチノカミ」（令義解傍訓）のように「太宰」は多くオホミコトモチと読み、「大命（天皇の命令）を奉持する者」として解釈されていたようなので、太宰府も、

[{ (オホミコト) モチ} ノツカサ]

という結合関係が本来と考えられるので、オホイミコトモチツカサという形が由緒正しい形かどうか疑わしい。

○大領

〈オホ～〉形

- ・オホミヤツコ…日本書紀天武紀元年北野本訓、同孝德紀大化2年寛文刊本訓、等

〈オホキ～・オホイ～〉形

- ・オホキミヤツコ・オホイミヤツコ…ともに日本国語大辞典に立項されているが、出典を示しておらず、確実な古例を確認できない。

○大膳大夫

〈オホ～〉形

- ・オホカシハデノカミ…令義解傍訓。前節に示したように和名類聚抄では大膳職の和名をオホカシハデノツカサとする。

〈オホキ～・オホイ～〉形

- ・オホキカシハデノツカサノカミ…日本国語大辞典に立項されているが、出典を示しておらず、確実な古例を確認できない。官職名として「大膳」の他に「内膳ウチノカシハデ」があるので、それとの対応の意識からオホキカシハデが使われたことも考えられるが、「大・（中）・小（少）」の等級があつたわけではない。

○大目・大史・大典…

〈オホ～〉形

- ・オホサクワン…日本国語大辞典に立項されているが、出典を示しておらず、確実な古例を確認できない。

〈オホキ～・オホイ～〉形

- ・オホキサクワン…日本国語大辞典に立項されているが、出典を示しておらず、確実な古例を確認できない。

- ・オホイサウクワン…和名類聚抄、令義解傍訓、等

○大連

律令制以前の官職名であるが、〈オホ～〉形と〈オホキ～・オホイ～〉形の両形が辞書に立項されている。

〈オホ～〉形

- ・オホムラジ…日本書紀雄略即位前紀寛文刊本訓

〈オホキ～・オホイ～〉形

- ・オホイムラジ…日本書紀雄略即位前紀前田本訓、同図書寮本訓

○大将（軍）

〈オホ～〉形

- ・オホイクサノキミ…日本書紀雄略紀9年図書寮本訓、同推古紀8年寛文刊本訓、等

〈オホキ～・オホイ～〉形

- ・オホキイクサノキミ…日本書紀崇峻紀4年図書寮本訓

- ・オホイイクサノキミ…日本書紀雄略紀9年図書寮本訓

以上、〈オホ～〉形と〈オホキ～・オホイ～〉形の両形が文献に現れる例、ないし辞書に立項されている例を見ると、《大・少》の等級があるのに〈オホ～〉形しか確例が見られない「大領」や^(注5)、〈オホ～〉形と〈オホキ～・オホイ～〉形のどちらが優勢とも判断できない「大連・大將（軍）」のようなものもあるが^(注6)、「大臣・太政大臣・皇太后宮・参議・太宰府・大膳大夫」では、〈オホ～〉形が優勢ないし確実な例であり、《大・（中）・小（少）》の等級のある「大目・大史・大典…」では〈オホキ～・オホイ～〉形が確実な例として確認できるので、前節で示した使い分けの原則は基本的に正しいと言える。ただし、その使い分けはそれほど明瞭・意図的なものではないと言えよう。この点は、そもそも官職・位階名の「和名」の、その全てが実際に呼称として使われていたとは考えにくく、かなりのものが、その唐名や字音呼称との対応から“人工的に”作り出され伝承

されたものであったこと、また、このような官職名の資料として用いられる種々の日本書紀の訓が均質的な資料とは到底言いがたいことを考慮に入れるべきであろう。

なお、上に見た官職名の他に〈オホ～〉形と〈オホキ～・オホイ～〉形の両形が頻繁に見られる語として「大君」「大殿」がある。しかし、これらもそれぞれの意味が全く重なるわけではない。「大君」の場合、オホイギミは貴人の長女を呼ぶ場合に限られ、またこの意味ではオホキミは使えないで、前節で指摘した〈オホ～〉形と〈オホキ～・オホイ～〉形の使い分けの原理に従っていると言える。「大殿」の場合、大臣への敬称としてオホイドノが使われるが、同じ大臣への敬称にオホトノが使われる場合も見られるようである。したがって、両形が揺れているとも言えるが、一般的な美称・尊称としてのオホ～と階層序列の中での高位を表わすオホイ～がこもごもトノと結び付いて結果として同一の対象への敬称として使われたものと考えられる。

第3節 〈オホキ～〉と〈オホイ～〉との違い

前節では〈オホキ～〉と〈オホイ～〉とをともに連体機能を表わす接辞を持った形として一括して〈オホ～〉と対比させたが、ここでは〈オホキ～〉と〈オホイ～〉との間の異同について考える。

〈オホキ～〉と〈オホイ～〉とは、いわゆる原形（非音便形）と音便形で、もちろん実質的意味の相違を持たないので、同一の官職名に両形ともに使われている例もこれまた多い。日本国語大辞典に両形ともに立項されている官職名を次に列挙する（歴史的仮名遣いになおして示す）。

大将・大將軍	オホキイクサノキミ	オホイイクサノキミ
太皇太后宮	オホキオホイキサイノミヤ	*オホイオホイキサイノミヤ
大監物	*オホキオロシモノノツカサ	*オホイオロシモノノツカサ
大判事	*オホキコトワルツカサ	*オホイコトワルツカサ
大主典・大史	*オホキサクワン	オホイサウクワン
大輔・大式	*オホキスケ	オホイスケ
太政官	オホキマツリゴトノツカサ	オホイマツリゴトノツカサ
大判官	*オホキマツリゴトビト	*オホイマツリゴトビト
大領	*オホキミヤツコ	*オホイミヤツコ
大納言	オホキモノマウツカサ	オホイモノマウツカサ

上に*印を付けたのは、日本国語大辞典において仮名書きの用例が挙げられていないもので、当該文献の現行の読み方を採用したものも多いと思われるが、例えば「大納言」などでは次のように古訓から両形が見られる。

オホキモノマウツカサ（日本書紀天智10年正月北野神社本「御史大夫」の訓）

オホイモノマウツカサ（和名類聚抄）

また、位階の呼称にも

正三位 オホキミツノクラヰ（古今集仮名序）

正四位 オホイヨツノクラヰ（和名類聚抄）

のように両形が見られる。

上のような例を見ると〈オホキ～〉と〈オホイ～〉とに使い方の差はないように見受けられるが、ここで注目したいのは、〈オホキ～〉と〈オホイ～〉とが一官職名中に重なつて用いられる場合である。その例として、「太政大臣」の和名で

オホキオホイマウチギミ

という形が伊勢物語98段・古今和歌集春上7番歌左注・易林本節用集・書言字考節用集などに見られ、これに

オホキオホイドノ（源氏物語若菜上）

の例も合わせ考えると、この〈オホキ～〉と〈オホイ～〉の重なり方は不可変なのではないかと思われる。即ち、この場合の〈オホキ～〉と〈オホイ～〉は、

〔オホキ {オホイ (マウチギミ) } 〕

という結合関係を表示することによって《大臣の中での最高位》を示す働きを果たしていると考えられる。したがって、「太皇太后宮」の和名に

オホキオホイキサイノミヤ（書言字考節用集）

とあるのは、「太政大臣」の和名と同じ結合関係で使われていると考えられるが、日本国語大辞典に出典を示さず立項されているオホイオホイキサイノミヤの形はどれだけ信憑性があるのか疑わしい。

以上をまとめてみると、〈オホ～〉〈オホキ～〉〈オホイ～〉のそれぞれは、同一官職の接頭辞として併存し得る場合もあるが、これらの接頭辞が重なる場合、基本的に

〔オホキ {オホイ (オホ〇〇〇) } 〕

の順序で現れる。そして、それによって当該官職名の語構成における結合関係を表示する役割を示す。そのような表示が可能なのは、〈オホ～〉〈オホキ～〉〈オホイ～〉のそれぞれの後部要素との結合度が

（結合度弱） 〈オホキ～〉 → 〈オホイ～〉 → 〈オホ～〉 （結合度強）

の順で次第に強くなることによると考えられるのである。

第4節 形容詞音便形との関連

〈オホキ～〉 → 〈オホイ～〉 → 〈オホ～〉 の順で結合度が強くなるという結論は、直観的にもきわめて当然な結論に感じられる。したがって、本章はそのきわめて当然なことをあらためて確認したことでよいわけだが、ひるがえって考えるに、この三種の接頭辞の違いを我々はなぜ当然なことと感じるのだろうか。

その理由は、〈オホ～・オホキ～・オホイ～〉が品詞論上は接頭辞だとしても、形態的

・意味的にそれぞれ〈形容詞語幹・形容詞連体形原形・形容詞連体形音便形〉と共に通するものとして考えられるからであろう。確かに、形容詞語幹は後部要素と密接に結合して一語を構成し、それに対して形容詞連体形は名詞を修飾するが、単位体としては被修飾語たる名詞と対等の一語である。その結合度は形容詞語幹のほうが形容詞連体形より強い。また、原形と音便形との差異は、音便形というものがそもそも語の結合を表示する一方でして生まれたことを思えば、原形より音便形のほうが結合度が強いこともうなづけることであり、このことは第6章で論じたとおりである。

〈第7章・注〉

- (1) 以下、原表記が特に問題とならない限り、用例の字体は現行の字体に直して示す。
- (2) 言うまでもないが、このことは、《オホ～》が大小・正副の等級を表わすことに全く使われないということを意味しない。前掲の「大舎人才ホドネリ↔小舎人コドネリ」もあるし、「大使オホヅカヒ↔副使ソヘヅカヒ」のような例もある。
- (3) 以下、用例及び出典の表示は簡略に従い、一、二の代表例を挙げるに留める。
- (4) 本文で挙げる例の他、『色葉字類抄黒川本』に「オゝキマチキミ」の例があるが、その訓が付されている漢字及び所属部類（官職部でなく人倫部）に疑義があり、ここでは確実な例とは認めないでおく。
- (5) この官職名は、日本書紀訓では、しばしば「大領コホ（リ）ノミヤツコ↔少領スケノミヤツコ」という対の形で呼ばれている。
- (6) 両形あって優劣のわからないものには他に「大使オホツカヒ・オホキツカヒ」「大博士オホハカセ・オホイハカセ」などがあるが、省略に従う。

[第7章の補記]

接頭辞〈オホ～・オホキ～・オホイ～〉を論じる以上、それらに対応する《中～・小（少）～》の接頭辞にも触れるべきかもしれないが、それらは〈コ～・ヲ～・スクナ～・スナキ～・スナイ～・ヒロキ～・ヒロイ～・ナカノ～・ソヒ～〉等多岐にわたり、〈オホ～・オホキ～・オホイ～〉と違い、相互に重なることも少ないので結合度の違いを考えるのに必ずしも有効でない。本章はかかる接頭辞全体の用法を描き出すことを目的としているので、あえて取り上げなかった。

本章中の用例採取にあたって、『令義解』は国史大系本、『日本書紀』訓は国史大系本、篠島裕・石塚晴通『岩崎本日本書紀本文と索引』、石塚晴通『図書寮本日本書紀』を用いた。なお、和歌集における歌番号は旧国歌大観番号である。